

1. 成年後見制度の「意思決定支援」

民法 858 条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」

⇒成年被後見人等の「意思」を大切にしながら支援をする。

⇒自己決定の尊重・現有能力の活用・ノーマライゼーション・本人の保護＝ベスト・

インタレスト

2. 「意思」とは？

意思とは、「心の中に思い浮かべる、何かをしようという考え。思い。（大辞林）」

⇒思いをあらわす中立的な言葉

意志とは、「物事をなすにあたっての積極的なこころざし」

⇒はっきりと決定された考えを表す言葉

★「意思」は、漠然とした思いも含む概念だといえる。

3. 意思決定支援の必要性

「意思」が漠然とした思いも含む概念であれば、認知症が重度である方、知的障がいや精神障がいのある方についても「意思」があるということを前提に考える必要があります。

介護保険制度が始まる前（措置制度）の社会福祉諸制度は、支援が必要な方について、本人の意思よりも、支援者による「自分自身でできない人たちのためにやってあげること、決めてあげること（for の支援）」が中心でした。介護保険制度が始まってからは（利用契約制度）、ある福祉サービスを利用する場合、そのサービスを利用するか否か「自己選択」し、「自己責任」（？）に基づく、「自己決定」が求められるようになり、本人の主体性が重んじられるようになりました。

「自己選択」、「自己決定」するには、ある福祉サービスの情報を知ったとき、本人が『利用してみたい』と心の中に思ったか否か、或いは、支援者がその情報自体を本人にわかりやすく伝えることができているか否か等という「意思」の部分まで確認できることが必要であることから、「意思」の部分に対しても支援の対象にしていこうということが潮流となっています。（自己決定支援から意思決定支援へ）

従って、成年後見人等として成年被後見人等の意思を尊重した支援をするには、包括的な代理権があるにしても、本人の「思い」を探る工夫が必要だと思えます。

4. 法令等からみる「意思決定支援」 「意思」の明文化

（1）Mental Capacity Act 2005「意思決定能力法」イギリス 2005 年

「意思決定能力法」では、知的障がい者、精神障がい者、認知症を有する高齢者、高次脳機能障がいのある人々を問わず、すべての人には判断能力があるとする「判断能力存在の推定」原則を出発点とし、判断能力が不十分な状態にあってもできる限り自己決定を实

行できるような法的枠組みの構築を目指しています。そして、「意思決定能力」とは、「意思決定をすることのできる能力」であり、「特定の事柄に関して自分の意思を決めることのできる能力」を指しています。その「意思決定能力」は、契約、贈与、結婚、遺言、訴訟に関する能力を包括する、広い概念として捉えられ、意思決定能力の対象に、どこに住むか、どうしたりハビリテーションを受けるか、誰とつき合いをもつか、誰と休暇を過ごすか、どういった食事を摂るか、治療行為の同意・拒絶など、「事実行為」に関する決定も含まれています。

意思決定能力法の特徴は、「意思決定」を①自分の置かれた状況を客観的に認識して、意思決定を行う必要性を理解し、②そうした状況に関連する情報を理解、保持、比較、活用して、③何をしたいか、どうすべきかについて、自分の意思を決めることを意味します。結果としての「決定」ではなく、「決定するという行為」そのものが着目されていることです。また、そうした意思決定過程に焦点が当てられてられることによって、意思決定を他者の支援を借りながら行う「支援された意思決定」の概念が取り入れられている点が上げられます。

また、同法において「ベスト・インタレスト（本人にとっての最善の利益の保障）」原則がチェックリストとして示されています。「ベスト・インタレスト」とは、本人にとっての「最善の利益」の保証であり、「最善の利益」の判断基準は本人と捉えています。したがって、単に客観的な視点にたつて本人のためになると一般的に考えられる「標準的な」結論を導き出すこと、家族や支援者の意思や見解、社会的常識、そして専門的な見解よりも、本人の意思を重んじるという指針が示されています。客観的には不合理であり有害ですらある内容であったとしても、本人の希望が強ければ愚行権（間違いをおかす権利）をも保障すべきで、本人の意思を排除するための正当化は困難になると考えられています。

- (2) 国際法 障害者権利条約（2006年採択、日本の批准2014年）にみる意思決定支援障害者権利条約は、障がい者に関するはじめての国際条約として、2006年に国際連合で採択され、日本は翌年に署名しています。そして、批准したのが2014年1月20日、140番目の締約国となりました。

★障害者の権利条約第12条：法律の前に等しく認められる権利 意思決定支援に関する条文

1. 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
2. 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。※『法的能力』＝意思決定ができる能力
3. 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。
4. 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が、障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反及び不当な影響を生じさせないこと、障害のある人の状況に対応し及び適合すること、可能な限り最も短い期間に適用すること、並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査に服することを確保するものとする。当該保護は、当該措置が障害のある人の

権利及び利益に及ぼす影響の程度に対応したものとする。

5. 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、財産の所有又は相続についての、自己の財務管理についての並びに銀行貸付、抵当その他の形態の金融上の信用への平等なアクセスについての障害のある人の平等な権利を確保するためのすべての適切かつ効果的な措置をとる。締約国は、また、障害のある人がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

(3) 障害者基本法の一部を改正する法律 (2011年8月5日施行)

(相談等)

第23条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

(4) 障害者総合支援法の骨格に関する総合福祉部会の提言

(2011年8月30日) 民事法との関連【成年後見制度】

○現行の成年後見制度は、権利擁護という視点から本人の身上監護に重点を置いた運用が望まれるが、その際重要なことは、改正された障害者基本法にも示された意思決定の支援として機能することであり、本人の意思を無視した代理権行使は避けなければならない。また、本人との利害相反の立場にない人の選任が望まれる。

○同制度については、その在り方を検討する一方、広く意思決定支援の仕組みを検討することが必要である。

(5) 障害者総合支援法 (2013年4月1日施行)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第42条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

(6) 障害者総合支援法 附則 (検討)

第3条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を目途として、第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条の2に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結

果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

(7) 知的障害者福祉法（支援体制の整備等）（2013年4月）

第15条の3 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、この章に規定する更生援護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（2013年6月）

改正精神保健福祉法附則第8条 政府は、施行後3年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方並びに入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

(9) 今後の認知症施策の方向性について

厚生労働省認知症施策検討プロジェクトチーム（2012年6月）

「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。

5. まとめと確認

支援方法として本人の思いや考え（＝意思）を大切にしようとする流れが加速しています。紹介した関係法の中に「意思決定の支援」や「意思の尊重」という言葉で次々と盛り込まれています。意思決定の支援が権利擁護という視点だけでなく、本人主体の支援を実現する前提であることが、国レベルで認められつつあるように思います。今までは「本人のために（forの支援）」が主流でしたが、これからは、「本人によって（byの支援）」が重視されます。

確認しておきたいこと

意思決定支援って何？（実は定義付けはありません）

★意思を決定するには⇒①～③のプロセスが想定できる

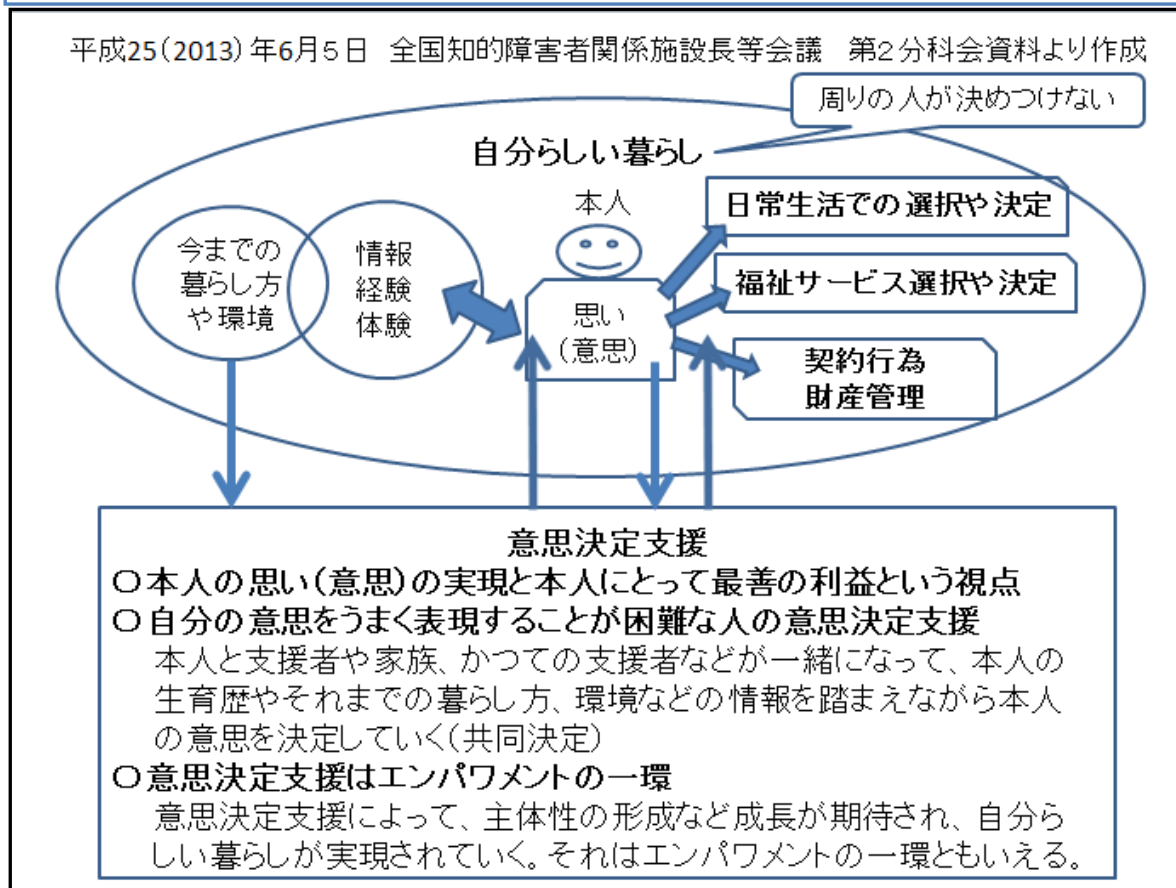
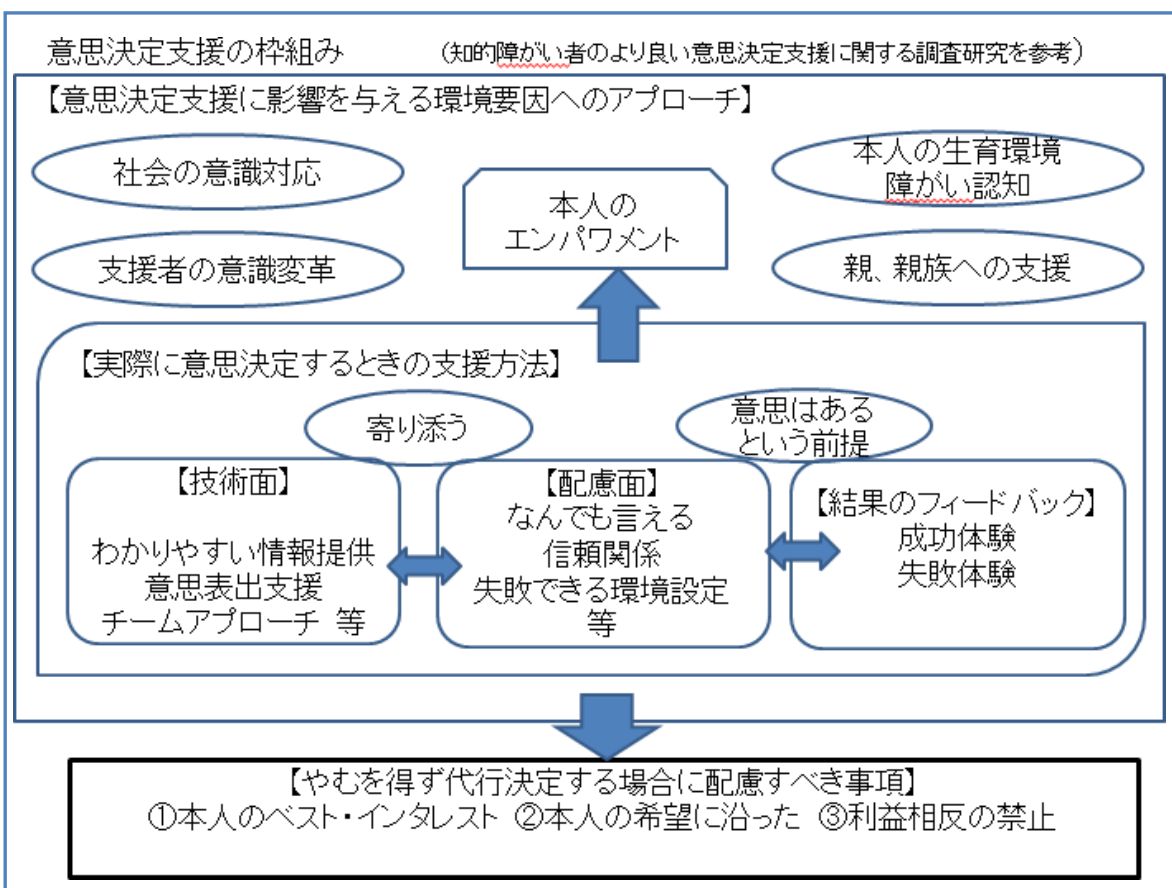
- ①決定を下支えする十分な体験や経験（決定する経験）があり、
- ②決定に必要な情報の入手・理解・保持・比較・活用ができ、
- ③決定した意思が表出できる

○本人が意思を決めることのそのものを支援する（本人意思決定）

○本人の意思をできるだけずれのないように類推して、共同で意思を決めていく

（共同意思決定）

知的障がい者に対する意思決定支援（参考）



知的障がい者に対する意思決定支援において留意すること

- 日常生活や社会参加場面における「意思決定支援」には、少なくとも「意思表示支援（意思疎通支援）」、「意思形成支援」「意思実現支援」の要素が含まれる。
- 意思決定支援が成り立つためには、本人と支援者との安心感と信頼感に基づく関係が絶対的に必要である。またそれこそが、意思形成支援の中核要素である。
- 「意思決定支援」とは、支援者が代行決定するのではなく、あくまでも本人がするのであって、支援者はその支援を行う。
- 「本人が決めたことだから」として支援せずに放置して、本人が不利益を被ることとなるのは、支援者によるネグレクトとして虐待に当たる。
- 失敗することを許容しつつも、本人の大きな損害を回避できるような情報提供などの支援が必要である。また重度の自閉症者のように、失敗経験を避けて成功体験を重ねる必要のある人もいる事に留意すべきである。
- 意思決定支援の課程では、本人と支援者の相互の主体が影響を与えあう（心と心の交流、相互主体、間主体等）。だがこの構造は虐待に陥る危険性も含む。支援者一人の判断で進めず、複数の支援者の視点が不可欠であり、「本人中心支援」の研修も欠かせない。
- 意思決定支援は本人と支援者の間の閉じられた関係ではなく、社会関係の中に位置づけることが重要である。社会参加をするときには共に参加しつつも、本人を中心とするという姿勢が支援者には求められる。
- 成人知的障がい者等の支援に当たって、支援者が「君・ちゃん」で呼んだり子ども扱いをすると、本人の成人としての自尊心と自己認識を損なう。また支援者自らを「先生」と呼ぶのも同じである。成人としての尊敬の念を込めた接し方にすべきである。
- 意思決定支援を補うために、重度の知的障害者の代替・拡大コミュニケーションや、場所や時間の構造化などが重要である。特に構造化は、それを活用してより良い社会参加や人間関係の構築ができるためにこそ重要である。
- 平田厚氏は「自己決定＝自己責任」が成り立つためには、「①公的責任に基づく社会的選択条件の整備、②情報の非対称性の克服（情報提供制度）、③判断能力不足への支援が必要である」としている。

【引用】知的障害者等の意思決定支援について 2012-07-16 柴田洋弥

「発達障害研究」第 34 巻 3 号掲載

